

長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例

(平成27年3月24日長崎県条例第19号)

人口減少社会の到来に伴う国内市場の規模の縮小や生産年齢人口の減少、情報の高度化や国際競争の激化など、社会経済情勢が大きく変動する中、中小企業者は、こうした時代の変化に対応するため、各々の能力を最大限に発揮し、販路の開拓、人材の確保等に努め、先進的で魅力ある企業へと成長発展していくことが期待されている。

また、本県において大多数を占める小規模企業は、小規模ならではの強みを生かし、様々な需要に対応した商品及びサービス並びに雇用の場の提供等を通じて、地域住民の日常生活にとどまらず、地域社会そのものを支えている。一方で、経営資源の確保が困難である場合も多く、その持続的な発展を図っていくためには、地域ぐるみでの継続的な支援を講じていくことが必要である。

中小企業・小規模企業の発展を促進していくためには、その事業展開の基盤となる離島及び半島を含む各地域を活性化させていくことが重要である。

そのため、県、市町、中小企業関係団体、教育機関等、金融機関等、大企業者及び県民は、本県経済における中小企業・小規模企業の重要性や地域社会における役割を再認識し、その事業の成長又は持続的な発展が着実に進むよう、総力を挙げて支援を行うことが求められている。

国においても、平成25年には中小企業基本法(昭和38年法律第154号)を改正し、翌年には小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)を制定するなど、小規模企業をはじめとする中小企業への支援の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、厳しい経営環境下において、その事業の成長又は持続的な発展を目指す中小企業への理解を深め、市町、中小企業関係団体等が各地域で連携し、これまでの「成長発展型」企業の支援に加え、「持続的発展型」小規模企業の支援にも光を当てる必要がある。

ここに、県内の中小企業・小規模企業が未来への希望を持ち、本県の特色を生かした新たな挑戦に取り組むことを促し、中小企業・小規模企業の活力と地域社会の活力が互いに好循環を生み出し、一層発展していくことを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、人口減少下における本県経済の活性化及び持続的な発展に寄与し、県民所得の向上及び雇用の場の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(以下「法」という。)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体で県内に所在するもの及び公益財団法人長崎県産業振興財団をいう。
- (4) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)及び公共職業能力開発施設であって、県内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であって県内に事務所等を

有するもの並びに長崎県信用保証協会をいう。

(6) 大企業者 法第2条第1項各号に掲げる者以外の事業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。

(7) 関係団体等 第3号から前号までに掲げるものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の改善及び向上を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として推進するものとする。

2 中小企業の振興は、中小企業の経営の改善及び向上と地域づくりによる地域の活性化が互いに密接な関係を有することを踏まえ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として推進するものとする。

3 特に小規模企業の振興については、その活力が最大限に発揮されるとともに、その事業の持続的な発展を図るため、地域ぐるみで総力を挙げた継続した支援を旨として推進するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、地域経済の実情を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業者及び関係団体等と連携し、協力して取り組むとともに、市町、中小企業者及び関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、主体的に国、県、中小企業者及び関係団体等と連携し、地域の特性を生かした中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(中小企業者の自助努力)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域社会への貢献に積極的に取り組むとともに、中小企業関係団体が行う豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、相互又は関係団体等との連携を図るとともに、自らの経営能力の向上を図るため、中小企業関係団体への積極的な加入に努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、国、県及び市町が行う中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

2 中小企業関係団体は、前項の取組を効果的に推進するため、これらが相互に連携する体制を構築するよう努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、中小企業者の幅広い需要に対応し、当該支援の高度化を図るため、当該団体の職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、教育又は職業訓練を通じて、健全な勤労観及び職業観の醸成に努めるもの

とする。

（金融機関等の役割）

第9条 金融機関等は、中小企業者の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金調達の支援に努めるとともに、中小企業者の経営の改善及び向上の支援を通じ当該地域の経済及び社会へ貢献するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第10条 大企業者は、その事業活動が地域経済及び中小企業者の経営に大きな影響力を持つことを考慮し、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図るとともに、中小企業の振興及び中小企業関係団体が行う豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第11条 県民は、中小企業者が地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成に寄与している重要性について理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

（中小企業の新たな挑戦の促進）

第12条 県及び市町は、経済的社会的環境の変化に即応した、中小企業者の経営の革新、成長分野への参入、域外への事業展開及び創業への新たな挑戦を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、新たな挑戦に当たって、地域資源の活用及び域外への事業展開に努めるものとする。

3 中小企業関係団体及び金融機関等は、事業計画の策定、資金調達の支援等を通じて、中小企業者の新たな挑戦に当たっての課題の解決に努めるものとする。

4 公設試験研究機関、大学及び高等専門学校は、研究成果の技術移転又は共同研究開発を通じて、中小企業者の新たな挑戦に当たっての技術的な課題の解決に努めるものとする。

（小規模企業の持続的な発展）

第13条 県及び市町は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために、小規模企業者の課題を自らの課題として捉え、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、新事業の展開、高付加価値化等の需要を見据えた経営及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、小規模企業者の課題を自らの課題として捉え、これらの者への支援目標を設定するなど、寄り添った支援に努めるものとする。

4 中小企業関係団体は、前項の支援に当たって、県、市町及び関係団体等による地域ぐるみで支援する体制を整備するよう努めるものとする。

（人材の確保、育成等）

第14条 県は、生産年齢人口の減少が進む中であっても、中小企業者が事業活動を担う人材を円滑に確保できるよう、人材の育成、若年者の就職及び定着の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進等に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、人材の育成及び労働環境の整備並びに次項に規定するキャリア教育への協力に

努めるものとする。

- 3 学校は、次代を担う産業人材の育成及び確保に資するため、児童、生徒及び学生に対して、県内企業の職場の見学、職場体験、インターンシップ等実践的なキャリア教育を積極的に行うよう努めるものとする。
- 4 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、技術及び技能に関する中小企業者の需要を常に把握したうえで、実践的で充実した教育を行うよう努めるものとする。
- 5 公設試験研究機関、大学及び高等専門学校は、中小企業者の技術上の需要を常に把握したうえで、研究成果の技術移転及び共同研究開発に取り組むことにより、中小企業の技術力の向上及び人材の育成を行うよう努めるものとする。

(県内経済循環の促進)

第 15 条 県及び市町は、工事の発注、物品の調達等を行う場合には、中小企業者の受注機会の確保の推進に努めるものとする。

- 2 県民は、県内製品・県産品（県内で製造され、若しくは加工されたもの又は県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされたものをいう。以下本条において同じ。）の利用が中小企業の振興及び県内経済の活性化に資することを理解し、その積極的な利用に努めるものとする。
- 3 大企業者及び中小企業者は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、県内経済への波及効果を考慮し、県内製品・県産品の積極的な活用に努めるものとする。

(計画の策定)

第 16 条 知事は、中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 基本方針
 - (2) 具体的な振興策
 - (3) 数値目標
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関し必要な事項
- 3 知事は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、計画を定めたときは、議会の議決を経て、これを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

(施策への反映)

第 17 条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、県、市町、中小企業者及び関係団体等が意見を交換する体制を整備し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。